

直 監 第 2 5 6 号
令 和 6 年 1 1 月 6 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

令和6年度 公の施設の指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、福智山ろく花公園の指定管理者監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

令和6年度

指定管理者監査報告書

株式会社 九州緑化建設

直方市監査委員

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

2. 監査の対象

(1) 公の施設

福智山ろく花公園

(2) 指定管理者

株式会社 九州緑化建設

3. 監査の範囲

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

4. 監査の期間

令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 10 月 31 日まで

説明聴取 令和 6 年 9 月 18 日

5. 監査の方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査ならびに関係者からの説明聴取を実施した。

(1) 監査の着眼点

① 指定管理事業者の決定過程について

・事業者決定までの手続き(公募、選考、予算措置等)が適正に行われているか。

② 指定管理業務の履行状況について

・協定書及び仕様書に定められた事項は適切に履行されているか。

・指定管理料の収支決算など会計処理は適正に行われているか。

・利用料金徴収に係る事務手続きは適切に行われているか。

・自主事業と委託事業の区分はどのようになされているか。

③ 施設の維持管理状況について

・施設の修繕や備品の管理状況はどのようになされているか。

④ 諸規定の整備について

・公の施設の管理に係る管理規程、経理規程について整備されているか。

⑤ 発注者側の責任について

・発注者側の管理、指導及び助言等の必要な協議は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

上記監査の着眼点に基づき、以下の方法で監査を実施した。

① 文書管理システムで関係文書を確認した。

② 福智山ろく花公園の経営運営に関する協定書(基本協定)(以下「基本協定書」という)及び令和5年度福智山ろく花公園の管理運営に関する年度協定書(以下「年度協定書」という)並びに福智山ろく花公園管理運営業務仕様書(以下「仕様書」という)の内容と提出書類等を突合し、適切に履行されているかを確認した。

③ 会計処理関係帳票を確認するとともに施設の収支状況につきヒアリングを実施した。

④ 自主事業の財源等実施状況について、受注者及び発注者の認識を徴取した。

⑤ 施設の修繕手順、費用負担の在り方、備品の突合点検など関係帳票の確認及び現在の進め方を担当よ

り徴取した。

- ⑥ 法人定款など関係帳票の提出を求め確認した。
- ⑦ 担当者からの聞き取り及び文書管理システムで確認を行った。

(3) 現地調査

- ① 指定管理者が管理運営する主な施設について、基本協定書および年度協定書に沿ったものとなっているか、その管理実態を確認するための視察を行った。
- ② 施設の管理・運営に関する問題点や要望などについて担当職員から聴取、現況の確認を行った。

第2 「公の施設」の事業概要

1. 「公の施設」の管理運営

(1) 「公の施設」の設置及び管理

地方自治法によれば、地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、「公の施設」の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされている（地方自治法第244条の2第1項）。また、地方公共団体は、「公の施設」の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に、当該「公の施設」の管理を行わせることができ（地方自治法同条第3項）、当該条例には指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法同条第4項）。さらに、指定管理者の指定期間を定めること、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要事項を定めること、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないこと、また、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する「公の施設」の管理業務に関し事業報告書を作成し、地方自治体に提出することが定められている（地方自治法同条第5項～第7項）。

(2) 指定管理制度

指定管理者の意義

地方自治体が所管する「公の施設」の管理・運営について、地方自治法の一部改正に伴い、「管理委託制度」から「指定管理制度」に移行した。これまで「公の施設」の管理を外部に委ねる場合は、公共的団体に限定されていたものを自治体の長が条例で定めた手続きに基づき、議会の議決を経て指定された民間事業者、NPO法人等にも委ねることを可能としたものである。

「指定管理制度」は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用することにより、管理経費が縮減でき、その結果として施設の利用料金が下がる。また、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることにより、利用者へのサービス向上につながるものと期待され、導入が進められた。

(3) 直方市の方針

本市では、指定管理制度導入の検討を行い、指定管理者の指定手續に関する基本的な事項を定めた「直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」（平成17年9月29日条例第19号）を制定した。

地方自治法の一部が改正されたことにより、導入された指定管理制度が、従前の管理委託制度と比較し、業務の範囲を明示する中で、施設の使用許可権限も付与することができるなどより管理実態に即した管理運営が可能となる。また、民間事業者等の創意工夫、効率的な管理手法を活用することで、市民サービスの向上、コストの削減が期待できる。

このようなメリットが考えられるこの制度を十分に活用し、指定管理制度導入可能な施設について、積極的な導入を前提として推進してきた。

福智山ろく花公園（以下「花公園」という。）については、平成18年4月から指定管理制度が導入された。

(4) 利用料金制

地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する「公の施設」の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる(地方自治法第244条の2第8項)とし、公益上必要があると認める場合を除き、条例の定めるところにより、指定管理者が利用料金を定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該地方公共団体の承認を受けなければならない(地方自治法同条第9項)とされている。

花公園は、平成18年度から利用料金制度を導入している。

2. 指定管理者の概要

(1) 花公園の指定管理者に指定されている(株)九州緑化建設の概要は、次表のとおりである。

団 体 名	株式会社 九州緑化建設
団 体 所 在 地	北九州市八幡西区幸神4丁目4番3号
団 体 代 表 者 名	代表取締役 藤永 佳宏
団 体 設 立 年 月 日	昭和54年2月13日
目的及び事業内容	1. 造園工事業 2. 土木工事業 3. とび・土木工事業 4. 石工事業 5. 舗装工事 6. 浚渫工事 7. 水道施設工事 8. 産業廃棄物収集業務 9. 外構工事設計施工 10. SL-1900自然土舗装 11. 庭園、公園、緑地等の維持管理業務 12. 造園材の販売 13. 前各号に付帯関連する一切の業務

(2) 指定管理者の選定

直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条に基づき、公募による選定である。

3. 施設の概要

(1) 施設の概要状況は、次表のとおりである。

施設の概要

施 設 名 称	福智山ろく花公園																																																																							
設 置 目 的	花のまちづくりの推進と市民福祉の増進を図ることを目的とする																																																																							
所 在 地	直方市大字永満寺1498番地																																																																							
竣工年月日	平成8年3月23日																																																																							
公 園 面 積	51,202㎡（うち駐車場13,000㎡）																																																																							
主 な 施 設	<table><tr><td>名 称</td><td>種 別</td><td>面積(㎡)</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>管理展示棟</td><td>木造平屋建て</td><td>196.02</td><td></td></tr><tr><td>休憩室(茶店)</td><td>〃</td><td>44.00</td><td></td></tr><tr><td>便所棟</td><td>〃</td><td>32.20</td><td></td></tr><tr><td>あずまやA</td><td>〃</td><td>14.11</td><td></td></tr><tr><td>あずまやB</td><td>〃</td><td>5.47</td><td></td></tr><tr><td>あずまやC</td><td>〃(六角形)</td><td>約 7</td><td>平成 21 年度寄贈</td></tr><tr><td>あずまやD</td><td>木造平屋建て</td><td>約 10</td><td>平成 24 年度移築</td></tr><tr><td>機械室</td><td>コンクリートブロック平屋建て</td><td>19.29</td><td></td></tr><tr><td>ポンプ小屋A</td><td>木造平屋建て</td><td>5.47</td><td></td></tr><tr><td>ポンプ小屋A</td><td>〃</td><td>5.47</td><td>紅葉の森敷地内</td></tr><tr><td>正面ゲート</td><td>木造</td><td></td><td>2.5m×4.8m</td></tr><tr><td>正面門扉</td><td>〃</td><td></td><td>2.5m×4.0m</td></tr><tr><td>橋(入り口)</td><td>〃</td><td></td><td>16.15m</td></tr><tr><td>橋(紅葉橋)</td><td>〃</td><td></td><td>10.00m</td></tr><tr><td>組み合わせ遊具</td><td>〃</td><td></td><td>一式</td></tr><tr><td>駐車場</td><td></td><td>13,000.00</td><td>320 台</td></tr></table>				名 称	種 別	面積(㎡)	摘 要	管理展示棟	木造平屋建て	196.02		休憩室(茶店)	〃	44.00		便所棟	〃	32.20		あずまやA	〃	14.11		あずまやB	〃	5.47		あずまやC	〃(六角形)	約 7	平成 21 年度寄贈	あずまやD	木造平屋建て	約 10	平成 24 年度移築	機械室	コンクリートブロック平屋建て	19.29		ポンプ小屋A	木造平屋建て	5.47		ポンプ小屋A	〃	5.47	紅葉の森敷地内	正面ゲート	木造		2.5m×4.8m	正面門扉	〃		2.5m×4.0m	橋(入り口)	〃		16.15m	橋(紅葉橋)	〃		10.00m	組み合わせ遊具	〃		一式	駐車場		13,000.00	320 台
	名 称	種 別	面積(㎡)	摘 要																																																																				
	管理展示棟	木造平屋建て	196.02																																																																					
	休憩室(茶店)	〃	44.00																																																																					
	便所棟	〃	32.20																																																																					
	あずまやA	〃	14.11																																																																					
	あずまやB	〃	5.47																																																																					
	あずまやC	〃(六角形)	約 7	平成 21 年度寄贈																																																																				
	あずまやD	木造平屋建て	約 10	平成 24 年度移築																																																																				
	機械室	コンクリートブロック平屋建て	19.29																																																																					
	ポンプ小屋A	木造平屋建て	5.47																																																																					
	ポンプ小屋A	〃	5.47	紅葉の森敷地内																																																																				
	正面ゲート	木造		2.5m×4.8m																																																																				
	正面門扉	〃		2.5m×4.0m																																																																				
	橋(入り口)	〃		16.15m																																																																				
	橋(紅葉橋)	〃		10.00m																																																																				
	組み合わせ遊具	〃		一式																																																																				
	駐車場		13,000.00	320 台																																																																				
開 園 時 間	午前9時から午後5時まで。ただし、入園は午後4時30分までとする																																																																							
休 園 日	月曜日(祝祭日振替の週は翌日)																																																																							
業 務 内 容	花公園の利用の許可・制限、利用料金の収受、事業の企画・実施、広報の「施設運営業務」及び施設・設備の保守・管理、園内の点検、整備、清掃、備品管理等「維持管理業務」並びに事業計画、事業報告書の作成、収支管理等の「経営管理業務」																																																																							
管理担当課	産業建設部 商工観光課																																																																							

(2) 施設の利用状況は、次表のとおりである。

花公園入園者数(過去 5 年間)

(単位:人)

区分 月	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
4 月	8,343	1,893	6,477	5,909	7,165
5 月	8,966	2,467	6,835	7,819	6,339
6 月	5,304	5,155	5,567	3,343	3,202
7 月	1,611	2,350	1,475	4,159	2,238
8 月	1,457	1,212	990	4,009	3,827
9 月	2,062	3,417	3,763	2,721	2,063
10 月	6,210	6,178	4,122	5,978	6,514
11 月	5,245	5,227	4,401	5,230	4,433
12 月	1,728	1,195	1,151	912	1,443
1 月	1,517	944	1,690	2,888	1,098
2 月	3,032	3,760	2,617	2,953	2,744
3 月	7,446	4,632	4,774	7,164	3,516
合計	52,921	38,430	43,862	53,085	44,582

令和5年度花公園入園者数

(単位:人)

区分 月	大 人	小中高生	団体割引	パスポート	障がい者他	無料他	合 計	割合%
4 月	3,565	420	257	1,251	496	1,176	7,165	16.1%
5 月	3,143	372	223	1,162	598	841	6,339	14.2%
6 月	1,411	185	0	751	305	550	3,202	7.2%
7 月	475	190	149	752	185	487	2,238	5.0%
8 月	1,234	679	0	828	201	885	3,827	8.6%
9 月	656	109	44	831	129	294	2,063	4.6%
10 月	2,651	640	17	1,281	269	1,656	6,514	14.6%
11 月	2,180	316	163	943	208	623	4,433	9.9%
12 月	496	163	0	461	80	243	1,443	3.2%
1 月	354	66	0	473	68	137	1,098	2.5%
2 月	1,318	139	49	749	145	344	2,744	6.2%
3 月	1,746	240	16	748	199	567	3,516	7.9%
合計	19,229	3,519	918	10,230	2,883	7,803	44,582	100.0%
割合%	43.1%	7.9%	2.1%	22.9%	6.5%	17.5%	100.0%	

花公園の入園者数は、令和2年度に新型コロナ流行の影響で落ち込みはあったものの、その後、緩やかな回復がみられた。来場者の内訳では大人が全体の43.1%を占めており、季節的には草木の開花時期である4月、5月と紅葉時期にあたる10月の3箇月間で全体の44.9%の集客となっており、夏季及び冬季の集客が課題となっている。

(3) 指定管理者の収支状況

指定管理者は、花公園の管理運営に要する経費(支出)を利用料金収入及び自らの責任で実施する自主事業収入他をもって充てている。

花公園の運営に関する指定管理者の収入及び支出状況及び利用料収入状況は、次表のとおりである。

指定管理者の収支状況

【収入】

(単位:円・%)

款(項)	目(節)	令和4年度	令和5年度	増減率
1. 事業収益				
(1) 営業収益	入園料	7,788,780	7,057,120	△9.39
	茶店売上	3,534,450	2,631,680	△25.54
	販売・イベント	1,702,264	2,413,808	41.80
	設備使用料	329,463	457,480	38.86
		13,354,957	12,560,088	△5.95
(2) 指定管理料	指定管理料	17,458,000	17,458,000	0
		17,458,000	17,458,000	0
(3) 営業外収益	1. 雑収入	0	418,232	皆増
		0	418,232	皆増
収 入 合 計		30,812,957	30,436,320	△1.22

【支出】

(単位:円・%)

款(項)	目	節	令和４年度	令和５年度	増減率	
１．事業費	人件費	人件費	18,107,579	18,226,154	0.65	
		計	18,107,579	18,226,154	0.65	
		事務費	通信費	90,172	91,975	1.20
	ユニホーム		317,900	122,870	△61.35	
	消耗品費		128,135	42,014	△67.21	
	広告宣伝費		373,998	69,712	△81.36	
	雑費		132,153	256,573	94.15	
	計		1,042,358	583,144	△44.06	
	茶店・カフェ		仕入れ・材料費	1,200,609	1,257,657	4.75
			消耗品費	1,111,598	199,124	△82.09
		計	2,312,207	1,456,781	△37.00	
	管理費	花・土	4,290,573	4,580,018	6.75	
		光熱水費	1,912,692	1,867,978	△2.38	
		消耗品費	916,433	322,763	△64.78	
		設備整備費	2,990,903	837,922	△71.98	
		燃料費	362,155		皆減	
		車両費		395,039	皆増	
		リース代	102,135	250,396	145.16	
		外注費	942,600		皆減	
		賠償保険	167,370	178,700	6.77	
		電気保安協会	133,100	145,200	9.09	
		東洋警備	183,920	200,640	90.9	
		西日本環境リサーチ		24,200	皆増	
		浄化槽	231,100	513,960	122.40	
		計	12,232,981	9,316,816	△23.83	
		イベント企画費	イベント企画費	941,172	1,082,722	15.04
			計	941,172	1,082,722	15.04
支出合計			34,636,297	30,665,617	△11.46	
収支差額			△3,823,340	△229,297	△99.00	

収支について

営業収入では、令和5年度の入園料が前年度に比べ**9.39%**ほど減少し、茶店・カフェの売り上げも**25.54%**減少したものの、販売・イベント収益、設備使用料収益(子供用屋内遊具施設、ドッグラン)が増加し、営業収益全体では**5.95%**の減となっている。

指定管理料は前年同額の**1,745万8,000円**となっており、営業外収益(直方市以外から受託事業)で**41万8,232円**の皆増があったことから、令和5年度の収入合計では、前年増減比**1.22%**の減であった。

支出では人件費が前年度に比べ、**0.65%**と微増している。また、事務費で**44.06%**の減、茶店・カフェで**37.00%**の減となっている。これは、令和4年度は指定管理者となった初年度であったため、初期費用としての経費が減少したことによると思われる。管理費については、**23.83%**減少しているが、これも消耗品費や設備整備費等の初期費用の減少が大きく影響しているものと思われる。

令和5年度の収支決算では、前年比**11.46%**の減で、赤字幅は縮まったものの、令和4年度(**382万3,340円**の赤字)に続き**22万9,297円**の赤字となっている。

(4) 利用料金収入状況

指定管理者は、直方市都市公園条例第14条の2第4項の規定により、利用料金を自らの収入とすることが認められている。

また、利用料は、同条例第14条の2第2項の規定により、指定管理者が市長の承認を得て、条例で定める金額の範囲内で設定されている。

令和5年度花公園利用料月別収入状況は、次表のとおりである。

令和5年度 収入の状況(入園料・売店)

(単位:円)

区分 月	利用料金(入園料等)	自主事業収入(売店等)	合 計
4 月	1,289,820	771,070	2,060,890
5 月	1,114,620	904,520	2,019,140
6 月	489,800	439,758	929,558
7 月	250,260	247,370	497,630
8 月	484,340	814,380	1,298,720
9 月	258,260	213,150	471,410
10 月	956,380	691,540	1,647,920
11 月	750,040	442,680	1,192,720
12 月	187,100	249,330	436,430
1 月	145,800	142,040	287,840
2 月	500,060	214,410	714,470
3 月	630,640	372,720	1,003,360
合計	7,057,120	5,502,968	12,560,088

令和 5 年度花公園入園料収入の状況

(単位:円)

区分 月	大人 (300 円券)	小中高生 (100 円券)	大人団体	小中高生団体	パスポート	その他	合 計
4 月	1,069,500	42,000	55,920	1,920	120,000	480	1,289,820
5 月	942,900	37,200	53,520	0	81,000	0	1,114,620
6 月	423,300	18,500	0	0	48,000	0	489,800
7 月	142,500	19,000	35,760	0	53,000	0	250,260
8 月	370,200	67,900	0	0	46,000	240	484,340
9 月	196,800	10,900	10,560	0	40,000	0	258,260
10 月	795,300	64,000	4,080	0	93,000	0	956,380
11 月	654,000	31,600	18,240	6,960	39,000	240	750,040
12 月	148,800	16,300	0	0	22,000	0	187,100
1 月	106,200	6,600	0	0	33,000	0	145,800
2 月	395,400	13,900	11,760	0	79,000	0	500,060
3 月	523,800	24,000	3,840	0	79,000	0	630,640
合計	5,768,700	351,900	193,680	8,880	733,000	960	7,057,120

第3 監査の結果

1. 指定管理事業者の決定過程に関する事項

(1) 指定管理料の算定について

指定管理料については過去3年間の実績額をベースとして算定しているため、自主事業などの管理委託業務以外の事業費も含まれており、結果として指定管理業務以外にも指定管理料が充当されることとなり、指定管理料の算定としては不適切と思われる。

現行の積算方法では、受注者が経営努力で実施する自主事業などによって収益を上げた利益は反映されずインセンティブが働かないこととなる。指定管理業務について施設の管理や基本協定書第4条第1項第4号の本施設の利用促進に関する業務と、受注者が自己の責任と経費で実施する自主事業を区分して算定する必要があると考える。

直方市指定管理者制度導入に係る指針では、算出にあたっては、直営での運営を基本とするが、指定管理料は過去3年間程度の収支実績に基づき、施設の管理運営に必要と想定される経費総額を算出し適切に設定する必要があると示されており、適正に算定されたい。

(2) 事業者決定までの手続きについて

今回の指定期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間となっており、「直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第2条に基づき、令和3年7月20日に告示され募集要項の配布を行い、受付期間を令和3年8月9日から令和3年8月19日の間と定め公募が行われた。

公募の結果は、「株式会社 九州緑化建設」の1事業者の申請であったことから、令和3年9月1日に直方市指定管理候補選考委員会を開催し、採点審査の結果、株式会社 九州緑化建設が「指定管理者として適当である」とされ、令和3年12月議会にて議決を得た後、令和3年12月10日付で指定決定の告示及び通知がされたものである。

指定管理料の予算措置については、令和3年12月議会において福智山ろく花公園管理委託料の債務負担行為補正予算の議決を得ている。

ただし、基本協定書の締結日は令和4年4月1日付となっているが、直方市指定管理者制度導入に係る指針では、協定書の締結時期について明記はされていないものの、行政処分たる指定において基本協定書は、民法上の契約書に代わる文書であることから、本来は「この協定は議会の議決を得た日から効力を発する。」と特記されたものが、直方市との間で交わされた後に議案に付されるべきものと思われるため、発注者は検討の上、適切に処理されたい。

2. 指定管理業務の履行状況に関する事項

(1) 協定書及び仕様書に定められた内容について

基本協定書及び年度協定書並びに仕様書の内容と実際の管理・運営状況について、事業計画書及び報告書、会計処理簿、業務記録、職員からのヒアリングを行った結果から、施設の管理運営は概ね良好な状況と認められたものの、基本協定書第10条に基づく「自主事業」とされているものと同協定書第4条第4号に基づく「施設の利用促進に関する事業」の区分が明確でなく、特に自主事業として無料で開催されているものは、利用促進に関する事業と思われることから、受注者と発注者で会計処理を含め、指定管理料の算定の段階から管理業務の内容について協議・調整を行われたい。

(2) 指定管理料の会計処理について

指定管理料は、収入項目としては営業収益及びその他収益と区分して計上されているが、使途については、明確に区分した計上はされておらず、基本協定書第5条および仕様書にある「管理口座」及び「区分経理」が適切に行われているかの確認ができないことから、指定管理料に係る出納簿を整理されたい。

(3) 利用料収入の処理について

利用料金の収受等については、日計簿により適切に処理されていた。

(4) 自主事業と委託事業の区分については、(1)に記載のとおり。

(5) 備品の管理について

基本協定書第8条に係る特記仕様書では第6において、指定管理者は年度末時点の備品台帳を事業報告書の提出と併せて市に報告するものとされているが報告がなされていないため、適切に報告をされたい。

3. 施設の維持管理状況に関する事項

施設の修繕等については、仕様書に記載された負担区分でおおむね適切に処理されていた。

植栽等の維持・管理については、施設長外2名の常勤職員と9名からなるパートタイムスタッフのシフト勤務により、例日のメンテナンス等が行われており、月毎の作業報告も作成されていることから、概ね良好であった。

4. 諸規定の整備に関する事項

(1) 文書管理について

仕様書では、文書の管理・保管に関して、「指定管理者が業務に伴い作成し、また、受領する文書は、直方市文書規程に準じて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存すること。また、指定期間終了後には原則、市に引き渡すこと。」とされているが、文書の決裁等一連の文書処理が行われていないため、直方市の文書規程に準じるか、もしくは文書規程を設け適切な処理をされたい。

(2) 関係法令の遵守について

パートタイム職員に関する就業規則が定められ、雇用契約書により賃金についても法定給が確保されていることから、労働基準法及び労働安全衛生法等労働関係法令を遵守していることが確認された。

5. 発注者側の責任に関する事項

文書処理や会計処理、諸規定の整備などに関しては、発注者である直方市が仕様書及び協定書に基づき適切に助言と指導、協議と調整を行うべきものであるが、関係する記録や文書の処理が確認できないため、文書の収受、起案、決裁など適切な処理をされたい。

まとめ

以上が、花公園に関する指定管理者監査の結果である。

花公園は、花のまちづくりの推進と市民福祉の増進を図ることを目的に、平成8年3月に里山の風情と草花の調和をメインテーマとする四季折々の花が咲く花のまち直方の拠点施設として設置され、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と管理の効率性及び地方自治体の公費削減を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入した。

令和4年度より指定管理者となった(株)九州緑化建設は、①「公園の特性を十分に理解し、草花を中心とした魅力ある公園づくりを目指す。」②「大人から子供まで平等に誰でも安心して楽しめる公園づくりを目指す。」③「常に新しい花と緑の情報発信基地として積極的な公園運営を目指す。」④「利用者の多様なニーズに応えるよう継続的な改善を行う。」という4つの運営方針を基本方針とし、民間事業者の創意工夫を最大限に発揮し、市民に親しまれるサービスとコストパフォーマンスを極めることを運営目標に掲げて施設を運営している。

指定管理による効果の検証方法として、入園者数と経費の推移が一つの判断材料となるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛、長雨や猛暑など天候の影響もあり、一概に比較はできないものの令和元年度から令和5年度の間の平均入園者数は46,576人、過去10年間平均では46,907人で、現指定管理者となった令和4年度、5年度の平均入園者数は48,833人であり、平均値を若干上回っている。

本施設の利用促進に関する事業として「子ども夏祭り(2,243人)」「ハロウィン(3,366人)」「子どもプール(1,667人)」「紅葉ライトアップ(359人)」などを開催し、認知度のアップとともにドッグランや子供向け屋内遊具の整備を行いリピーターの確保に取り組んでいる。

施設の性質上、草木の開花時期である春と紅葉時期である秋のハイシーズン以外は入園者を期待できるものではないが、子どもプールや寄せ植え教室の開催等で集客努力を行っており、今後は昆虫展やキャンドル作成体験、押し花体験など自由研究としての身近な自然との接点を体感できるイベントも企画していきたいとの抱負を聞くことができた。

また、ワンヘルス啓発活動として人と動物が安心して散策できる場所の提供やドッグランの無料体験会の実施や動物愛護の観点から犬猫の譲渡会なども企画していくとのことであり、今後の事業展開に期待するところである。

なお、花公園は、平成8年に開設されこれまで改修、修繕等を行ってきたが、施設の老朽化等による修繕の必要な箇所が多く見受けられる。特に遊歩道の舗装面の劣化など来園者の安全対策・事故防止に関わる修繕等については市と協議の上、早急な対策を講じられたい。